（金融機関間取引）

第六条　規則第七十三条第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

六　労働金庫及び労働金庫連合会

七　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）

八　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）

九　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

十　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社

十一　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第十八号において同じ。）を行う者

十二　第二種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。第十八号において同じ。）を行う者

十三　投資助言・代理業（金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。第十八号において同じ。）を行う者

十四　投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第十八号において同じ。）を行う者

十五　短資業者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）

十六　外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

十七　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第九号に掲げる者を除く。）

十八　外国の法令に準拠して外国において金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業を行う者

十九　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　規則第七十三条第一項第六号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、農林中央金庫の同一人に係る規則第七十二条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額

二　令第七条第十一項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

三　令第七条第十一項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

四　令第七条第十一項第五号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額

五　令第七条第十一項第五号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額

六　規則第七十二条第四項第十号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示第五十五条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

七　自己資本比率告示第二条各号又は第十四条各号の算式において調整項目の額とされる額

八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自金庫預金の額

イ　対象取引（当該同一人自身に対する信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。

ロ　当該同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該対象取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

ハ　自金庫預金が相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。

ニ　自金庫預金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。

ホ　対象取引に係る債権と相殺後の自金庫預金の額が、監視及び管理されていること。

○金融庁・農林水産省告示第十五号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府・農林水産省令第十一号）附則第四条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号）第十条第三項第三号に掲げるものとし、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史

農林水産大臣　西川　公也

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十八号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

1　第四十一号を次のように改める。

四十一　国際興業株式会社

2　第六十号を削り、第六十一号を第六十号とし、第六十二号から第百十三号までを一号ずつ繰り上げる。